

飯下建設産業労働組合連合会では例年の事業となっている「市町村要請行動」を実施しました。2023年11月8日（水）と11月9日（木）の2日かけ、飯田市と下伊那郡の全14市町村を訪問しました。10月、11月は全国の市町村長が予算要求や陳情のため、東京へ一堂に会することが多く、昨年に引き続き今年も全首長が不在で、副市長（副町長・副村長）や担当部課長の対応になりました。そんな中、下條村では、昨年の要請の際に、飯山市の職人技能後継者育成支援事業について、「大変興味深く、当村でも検討したい。」と回答をいただいていたが、2023年4月から「職人技能後継者育成支援事業補助金」として村内で建築関係等の技術及び知識の継承のため後継者の雇用及び育成を行う事業所に対し、後継者一人当たり一月につき5万円を補助（雇用の日から3年間を限度）が施行したと、うれしい報告がありました。さらに、職種も建築関係等と幅広く、飯山市より条件が緩和されていました。

https://www.vill-shimojo.jp/gyousei/gyousei-info/kakuka/soumu_osirase/files/R5hojyoitirann.pdf



下條村役場への要請の様子。この際に飯山市の制度創設の要請内容を見て、今年度から下條村でも施行していることが報告された。

写真左から、飯下：林悦雄会長に続いて右下に副会長5人。（2人写っていませんが副会長は全部で5人）写真右から、下條支部：熊谷秀一副支部長、古田眞人支部長（中央、白い上着の方が、昨年も対応の宮島俊明副村長）

○下條村職人技能後継者育成支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内で職人技能に係る専門的な技術及び知識の継承のため、後継者の育成及び発掘に取り組む事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象業種 技能継承を目的とする業種、その他村長が特に必要と認める業種をいう。
- (2) 事業者 次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 村内において対象業種を営む個人又は法人であり、事業所における従業員数が5人以下であること。
 - イ 労災保険が適用されている又は適用される見込みであること。ただし、事業者が個人である場合において、2親等以内の親族を雇用する場合においては、この限りでない。
- (3) 後継者 次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 村内に住所を有する者又は新たに村内に住所を有する見込みの者であること。
 - イ 対象業種における専門的な技術及び知識を習得しようとする意志を有する者で、将来村内において対象業種に引き続き従事する意思を有するものであること。
 - ウ 補助金の交付申請日において、45歳以下であること。
 - エ 過去において、この要綱における後継者となっていないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内で対象業種を営む事業者で、前条第3号に規定する後継者を雇用するものであること。
- (2) 対象業種における専門的な技術及び知識を習得させ、後継者の育成及び発掘に取り組む意思のあること。
- (3) 補助金交付対象期間終了後においても引き続き後継者を雇用する意思のあること。
- (4) 関係する法令等に違反していないこと。
- (5) 村税その他村に対する納付金を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が専ら対象業種に従事させる後継者と期間を限定することのない雇用の契約を締結したものであって、新規に雇用するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業者が後継者に支払う人件費（賃金、給与等）及び社会保険料に相当する経費であって、村長が適当と認めるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、後継者1人当たり、1月につき5万円を限度とする。

2 補助金の交付期間は、同一の後継者について雇用の日から3年間を限度とする。

(交付申請)

第7条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）については、下條村職人技能後継者育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 後継者の履歴書
- (3) 申請者の村税等の未納がないことを証明する書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項第1号において、事業者が個人である場合において、2親等以内の親族を雇用する場合においては、雇用契約に準ずる書類をもって代えることができるものとする。

3 申請者は、各年度において第1項の規定による申請をしなければならない。この場合において、2回目以降の申請にあっては、第1項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

第8条 村長は前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付について決定するものとする。

2 前項を決定したときは、下條村職人技能後継者育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更廃止承認申請)

第9条 申請者は事業の内容を変更及び廃止する場合にあっては下條村職人技能後継者育成支援事業補助金変更廃止承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は補助対象事業が完了した後、速やかに下條村職人技能後継者育成支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付し村長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度内の後継者の勤務実績が確認できる書類
- (2) 後継者への賃金等の支払い状況が確認できる書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 補助対象事業の期間が翌年度以降にわたるときは、当該年度分の補助対象事業について報告するものとする。

3 第1項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付確定)

第11条 村長は前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付について確定するものとする。

2 前項を確定したときは下條村職人技能後継者育成支援事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 申請者は前条の確定通知を受けたときは、速やかに下條村職人技能後継者育成支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を提出するものとし、村長はこれに基づき補助金を交付する。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 村長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象者の都合により、雇用の日から5年以内に後継者を解雇したとき。
- (2) その他村長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に第2条に規定する後継者を雇用している事業者であって、当該後継者の雇用の日から3年を経過しない期間がある場合は、この要綱の施行の日以後の期間について当該後継者に係る補助対象期間とみなし、この要綱の規定を適用する。

住民生活に密着した村づくり

令和5年度下條村補助申請の事業(個別で申請を行う事業の一覧)

	補助金名称	補 助 内 容	窓 口
移住・定住・起業支援	下條村移住奨励支度金	65歳未満で下條村内に定住するために飯田市、下伊那郡外から移住された方に20万円の支度金を支給	総務課
	下條村若者新規就職応援補助金	30歳未満で下條村内に生活拠点があり、新規採用として3年以上継続雇用される方に10万円の支給(採用後1年以内の申請に限る)	
	下條村奨学金返還支援事業【新規】補助金	35歳以下で下條村内に生活拠点があり奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、在学中に借り入れた奨学金の返還に係る費用の2/3を補助(年間上限12万円、最大5年間)	
	空き家等解体利活用事業補助金	空き家の利活用を促進する為に家屋解体工事費用の1/4を補助(上限100万円) 	
	空き家リフォーム等補助金	空き家を居住目的(賃貸含む)としてリフォームする費用及び家財処理費用の1/4を補助(上限50万円)	
	定住促進住宅新增改築等補助金	45歳以下で下條村内に定住するために住宅を新增改築・中古住宅購入に対し建築費用等の1/10を補助 ※新築(上限100万円)、中古・増改築等(上限50万円)	
	定住促進住宅用地取得等補助金	45歳以下で下條村内に定住するために住宅用地の購入、造成を行う方に購入・造成費用の1/2を補助(上限100万円)	
少子化対策・子育て支援	結婚新生活支援事業【拡充】補助金	夫婦共に39歳以下で世帯所得が500万円未満の新婚世帯に対し、住居費及び引越し費用、結婚を機に行う住宅リフォーム費用を補助(29歳以下：上限60万円、39歳以下：上限30万円)	福祉課
	チャイルドシート等購入補助	購入費用の半額補助 上限1万5千円/1人1回(ジュニアシート含む) 	
	結婚応援事業補助金	村内在住の独身者が結婚相談所を利用する場合、利用料等の1/2を補助(上限10万円)	
	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、治療費の助成を行う事業 治療に関する費用を、1年1回15万円(上限)、最高45万円まで助成	
	新人ママ応援記念品プレゼント事業	第1子出産予定の妊婦に対して妊娠届け出時(母子手帳発行時)に授乳服等の産前産後に使用できる用品のプレゼント。 	
	出産祝金支給事業	下條村内に5年以上居住する意思のある父母へ第2子は8万円、第3子以降の1子につき50万円を支給	
	出産・子育て応援給付金事業	安心な出産・子育てのため妊娠届けを出した妊婦・出生した乳児を養育する方に相談応援の実施と出産・育児用品の購入に利用していただく給付金を交付。 出産応援給付金 5万円 子育て応援給付金 5万円	
	産後ケア事業(宿泊型・【新規】デイケア型)	産後の母の心のケアと育児サポート(8割補助) 出産後のお母さんの体の安静を保ち、赤ちゃんが適切な養育を受けられるように病院や助産所へ宿泊または日帰りで心身のケア等を受けることができます。	
	育児手当支給事業	第3子以降の子で3歳以下の子ども1子につき月額5,000円分の村内で利用できる商品券を支給(支給月：4月、8月、12月)	

	補助金名称	補 助 内 容	窓 口
住宅診断・改修支援	住宅リフォーム等補助事業	村内及び村内に事務所等をおく建築土木施工業者でリフォームを行う際に費用の1/4を補助（上限60万円）	振興課
	住宅耐震診断 ・改修事業補助金	昭和56年以前の木造戸建に対し、耐震診断・改修費用・除却工事の補助 診断料は無料。耐震補強は事業費の半額補助（上限100万円） 除却工事は事業費の半額補助上限（83.8万円）	
	アスベスト含有調査費 補助金	建築物の部材にアスベストが含まれているか否かの判断を出すための定性分析と含有量を検査する定量分析費に補助	
	太陽光発電・蓄電システム ・太陽熱温水器補助金	家庭用太陽光発電システム設置について 1kwあたり5万円の補助（限度額20万円） 蓄電システムの設置に対して本体費の1/4の補助（上限20万円） 太陽熱温水器の設置に対して設置費の1/5の補助（上限10万円） 	
	通学路危険ブロック塀 改修補助事業	通学路に面したブロック塀の診断及び耐震補強を行う際に、診断料の全額、耐震補強工事の8割を補助（上限40万円）※撤去費用も対象 	教育委員会
	宅地等災害復旧事業補助金	豪雨災害により被害を受けた宅地の原形復旧による工事費の1/4を補助（上限100万円）	
農地・農業設備支援	遊休農地再開発 対策事業	遊休農地の解消をするための整備費補助（受益面積5a以上） 10a当たり限度額10万円、補助率10分の8以内	振興課
	農業用機械等導入事業 補助金	農機具等導入費用について下記の通り補助する。 事業費は1台単位 青色申告者 事業費の1/4（限度額12万5千円） 認定農業者 事業費の1/2（限度額50万円） 	
	雨よけ施設等設置事業 補助金	新設修復補助：事業費の4分の1以内（限度額12万5千円） 認定農業者は1/2（限度額50万円）	
	かん水設備設置事業 補助金	かん水設備設置費用の1/4を補助（限度額5万円） 認定農業者は事業費1/2を補助（限度額20万円） 圃場下限面積（野菜3a、花卉1a以上）	
	土地改良事業	ほ場整備、暗渠排水等に要した費用の5割以内の補助 農業用排水路改修に要した事業費の7割補助（上限70万円） 	
	農業構造物設置事業	果樹野菜棚支柱設置改修費用の1/4補助（限度額10万円） 認定農業者は事業費1/2を補助（限度額40万円）	
	農産物の品目転換による 構造物撤去整備事業	構造物撤去費用の1/3を補助（1事業者限度額：累積200万円） 条件：当該圃場での5年以上営農	
	有害鳥獣被害対策 への補助制度	被害防止事業（デンボク等）に要した直接経費の5割以内を補助 ※補助の対象となる直接経費の上限は50万円まで 	
	日陰農地解消事業 補助金	農地の日陰解消のための支障木伐採に対して事業費の1/2を補助 （限度額25万円）事業面積 5a以上が条件	
	環境保全型農業用資材 購入事業補助金	環境保全型農業用資材（生分解性マルチ等）の購入費を補助（1万円以上が対象） 補助率：生分解性マルチ3/4 その他環境保全型農業用資材と認められるもの1/2 補助限度額 1経営体あたり5万円/年度内	

	補助金名称	補 助 内 容	窓 口
高齢者・障がい者・介護支援	高齢者運転免許証 自主返納支援事業	運転免許証を自主返納する65歳以上の方を対象にタクシー券を月2,000円分支給	総務課
	高齢者・障害者にやさしい 住宅改良促進事業	高齢者・障害者の居住環境を改善し、日常生活を極力自力で行うための住宅改修事業 事業費の9割補助。1世帯当たりの上限は63万円	福祉課
	高齢者自立生活支援 住宅改修費支給事業	65歳以上で介護保険の認定を受けていない方が、介護保険に準じた内容の住宅改修を行う場合、改修費用の8割を補助(上限8万円)	
	家庭介護用品購入助成事業	要介護3以上の方を家庭で介護している家族に対し、介護用品購入費の9割助成 (上限 年額3万6千円/1世帯)	
	低所得者利用負担軽減事業	介護保険サービスのうち在宅サービスを対象にサービス利用の自己負担額の1/2を助成	
	生活管理指導短期 宿泊委託事業	村内において、介護保険の利用なしで介助を受けている方に、一時的に施設へ入所することが適当であると思われる場合に、宿泊費の助成	
	下條村地域交流サロン 活動助成金事業	地域住民などが自主的に運営運営する茶話会などの「地域サロン活動」に対して助成金を支給 *助成金の額は参加人数、会場資料により変動	
	認知症専用保険 加入助成事業	認知症などで行方不明になる可能性のある方に対し認知症専用保険加入に対しての費用の半額を助成	
	福祉タクシー券 支給事業	高齢者のみの世帯またはその他事情により車を未所有世帯に対してタクシー券を支給	
	身体障害者自動車改造 助成事業補助金	上肢・下肢・体幹機能障害1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方が、自らが所有・運転する自動車の操行装置等を改造する費用を助成(上限10万円)	
環境衛生関係支援	合併処理浄化槽設置整備補助金【拡充】	合併処理浄化槽設置の際の補助39万3千円～98万1千円(人槽により補助額が異なります)	振興課
	合併処理浄化槽維持管理補助金【拡充】	合併処理浄化槽維持管理の際の補助 ・法定検査料 全額補助・保守点検料 3/4補助・清掃料 1/2補助(人槽により補助金額が異なります)	
	生ごみ処理機購入補助金	購入価格の1/2を補助(上限3万円：1世帯あたり1基のみ) 【生ごみ処理機2万円以上の機種、コンポスト等は一式5千円以上のもの】	
	管外火葬場利用補助金	阿南斎場の利用ができない際に管外(飯田市斎苑・西部衛生センター火葬場等)で火葬を行った場合、阿南斎場利用料との差額分を補助	
	犬猫不妊去勢手術補助金	不妊去勢手術を行う犬・猫のオス、メスとも一匹につき5,000円を補助	
その他	消費者被害防止対策機器 購入補助金	振り込め詐欺対策機器購入費および設置費の8割補助(上限1万円)	総務課
	消火器新規購入補助	家庭用消火器の新規購入を行う際の半額補助(上限2,000円) ※年1回春、消防団による消火器の点検の際にご依頼下さい。	
	創業・新業種等転換支援 事業補助金	持続可能な開発目標(SDGs)の理念に基づく事業で、村内で新たに起業を目指す者や新事業展開を行う者に対し、経費の1/2を補助(上限200万円)	
	職人技能後継者育成支援 【新規】 事業補助金	村内で建築関係等の技術及び知識の継承のため後継者の雇用及び育成を行う事業所に対し、後継者一人当たり一月につき5万円を補助(雇用の日から3年間を限度)	振興課

	補助金名称	補 助 内 容	窓 口
教育関係支援	国の教育ローンに対し 村独自の保証料補給金制度	日本政策金融公庫からの『教育ローン』として 借りた保証料を全額、村から補助 ※日本学生支援機構の奨学金についても対象。 	教育委員会
	修学資金利子・保証料 補給金制度	金融機関から修学資金を借入れた場合、貸付額（上限300万円） の利子分と保証料を最大3%まで補助	
	高等学校等通学補助事業	下條村に住所があり、高等学校等に入学し通学している生徒の 保護者に対し、通学費の一部を補助 年額30,000円	
	家庭学習通信機器整備 補助	小中学校に在籍しており通信環境が未整備の家庭に対して1世 帯あたりDONUとWi-Fiルータの設置費の2分の1を補 助。（上限5000円）	
	指定文化財補助事業	村指定の文化財の維持管理及び保存保護に要する経費の1/2 を補助（上限50万円）	
	村民学習支援事業	村民自らが学ぶ機会を計画し、講師等を招聘する事業に対し、 その講師等の費用について村が負担	
	歴史的建造物等の 改修補助事業	地域に残る歴史的建造物の保存、維持、伝承を図るため改修・ 修繕費用の30%を補助（上限20万円）	
予防接種・医療関係支援	インフルエンザ 予防接種補助事業	0歳から中学3年生までのインフルエンザ接種料金の補助 13歳未満2回分（2回×2,000円）、 13歳以上1回分（1回×2,000円） ※高校1年生から65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器に 重い病気のある方（身体障害手帳1級相当）の方も 自己負担2,000円で接種ができます。 	福祉課
	肺炎球菌予防接種事業	1回目の予防接種より、5年経過した方に2回目の補助を行っています。 肺炎球菌予防接種料7,931円のうち自己負担1,500円で接種ができます。 ただし、村内2医療機関に限ります。（1回接種すると、5年間有効）	
	人間ドック事業	下條村国民健康保険加入者の、40歳～74歳以下の 方で村指定の3か所の医療機関または償還払いに よりその他の医療機関で受診した場合に8割の 補助（40歳・50歳は9割補助） 	
	脳ドック事業	村内在住の30歳～74歳未満の方で、村指定の2か所の 医療機関で受診した場合に8割の補助 	
	人工透析通院補助事業	人工透析のため自宅から通院している方に対し、通院に必要な 自動車燃料費等の半額を補助 ※ただし、公共交通機関を利用した場合は、実費の半額補助	
	下條村骨髓バンクドナー 補助金交付事業【新規】	骨髓・末梢血管細胞の提供のための入院・通院の日数に応じて 補助（上限10日） ドナー：1日につき2万円、ドナーが勤務する事業所：1日につき1万円	
	带状疱疹予防接種 【新規】 補助事業	50歳以上の带状疱疹予防接種に対して不活性化ワクチン、生 ワクチン接種の費用の1/2を補助	
	75歳以上後期高齢者 【新規】 人間ドック補助事業	75歳以上の後期高齢者の方で人間ドックを受診された方に 20,000円補助	

問合せ窓口	電話番号	FAX番号
総務課・振興課	0260-27-2311	0260-27-3536
福祉課	0260-27-1231	0260-27-1228
教育委員会	0260-27-1050	0260-27-3006